

運 営 規 程

第1条 （事業の目的）

特定非営利法人ジャパンマックが開設する訪問看護ステーション ミーテ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、利用者がそれぞれの能力に応じて自立した日常生活が営めるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは、契約時にリスク管理を含め利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、安心と責任の理念のもとサービスの提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

第3条 （事業の運営）

- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、作業療法士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条（事業の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称：特定非営利活動法人ジャパンマック 訪問看護ステーション ミーテ
- （2）所在地：福岡県福岡市東区二又瀬1 2－2 セントラルビル7 0 5 号

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：看護師もしくは保健師

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

- （2）看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2. 5名以上（うち内勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 作業療法士：適当数 ＊必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

第6条（営業日及び営業時間等）

- 1 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営 業 日：月曜から金曜日まで（但し、夏季休業及び冬季休業中を除く）。
 - (2) 営業時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。但し、夏季及び冬季休業日は年によって異なるため、その都度利用者へ説明し同意を得るものとする。
- 2 常時 2 4 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

第7条（訪問看護の利用時間及び利用回数）

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し、医療保険適用となる場合を除く。

第8条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市区町村等関係機関に調整を求め対応する。

第9条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の支援
病状・障害の観察・管理、服薬管理、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の支援
- (2) リハビリテーション
- (3) 家族支援
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (4) 精神的サポート
利用者の思いや訴えの傾聴、対人関係スキルの向上に向けた相談・援助

第10条（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない

い。

第11条（利用料等）

1 ステーションは、基本利用料として介護保険法、健康保険法及び高齢者医療確保法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

医療保険で訪問看護を利用する場合は、訪問看護療養費の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、自立支援医療の適用を受ける場合は、1割を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別紙における料金表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- （1）訪問看護と連携して行われる死後の処置
- （2）日常生活上必要な物品の提供費用
- （3）前日までのご連絡がない場合のキャンセル料

第12条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福岡市全域、糟屋郡全域、古賀市とし、古賀市は、米多比、薬王寺、小山田、谷山、小竹、薦野地区を除く。

但し、対象外地域についても要相談とし、対象外地域については15円/kmのガソリン代の支払いを利用者から受けるものとする。

第13条（相談・苦情対応）

1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

第14条（事故処理）

1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第15条（人権の擁護及び虐待防止のための措置に関する事項）

1 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）ステーションには、虐待防止等に関する管理責任者を置く。

- (2) 虐待防止のための対策を検討実施する特定非営利活動法人ジャパンマックの虐待防止推進委員会に前号の管理責任者は委員として出席するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
 - (3) 従業者に対し、前号の委員会で示された指針を示すとともに、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
 - (4) 苦情解決体制を整備する。
 - (5) 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
 - (6) その他虐待防止に資する施策を実施する。
- 2 前項第2号に規定する委員会は、テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。
- 3 職員は、利用者に対し、以下のような身体的及び精神的苦痛を与え、人格を辱める行為等を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (3) 性的な嫌がらせをすること。
 - (4) 利用者を無視すること。
 - (5) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

第16条（身体拘束の禁止）

- 1 ステーションは、訪問看護の提供にあたって利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 ステーションは、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 ステーションは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第17条（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

- 1 ステーションは、ステーション内において感染症や食中毒が発生又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 当ステーションは、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的（3月に1回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について、従業者へ周知徹底を図る。
 - (2) ステーション内の衛生管理、感染対策、感染症発生時の対応等を規定した感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) ステーションは、従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

第18条（業務継続計画の作成）

- 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、業務継続に係る研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（その他運営についての留意事項）

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後1ヵ月以内の初任研修
 - (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする）。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ジャパンマックとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和3年11月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年4月1日一部改正する。
3. この規程は、令和6年1月1日一部改正する。
4. この規程は、令和6年4月1日一部改正する。
5. この規程は、令和6年6月11日一部改正する。